

大学技術移転サーベイ・記入上の留意点

2019.9.10

本調査では、米AUTM（大学技術管理者協会）が毎年実施しているライセンスサーベイ（調査）を基に日本国内の状況を反映させて調査票を作成しました。また、分析に際しては、文部科学省が本年7月に大学産学連携部門等に対し調査依頼され、今後公表されます産学連携等実施状況を引用させていただきながら実施する予定です。

なお、特に断りのない限り、2018年度（2018年4月～2019年3月末）のデータを対象とします。

1. 《貴機関の概要・活動の概要》

(1) 貴機関についてお聞きします。

国立大学法人および学校法人の場合、大学本体ではなく、産学連携・技術移転の中心組織を対象とします。産学連携・技術移転以外の業務を実施している他の法人の場合も、産学連携・技術移転部門を対象を限定します。該当の箇所すべてに○をつけてください。

前回調査まではTL0大学内部組織の場合、大学産学連携部門と分けていましたが、今回から同じ分類とします。大学外部（法人格が別）の承認TL0であって、もっぱら単独の大学と連携している場合は、「TL0・大学外部組織・単独型」に、複数の大学と連携している場合は、「TL0・大学外部組織・広域型」に○をつけてください。

大学以外の公的研究機関又は認定TL0の場合は「公的研究開発法人」に○をつけて下さい。

事業開始年は、常勤就業者（フルタイム）に換算して0.5人以上の産学連携・技術移転の専門家を配置した年をご記入ください。資本金は大学外部のTL0であって、株式会社（有限会社を含む）のみお答えください。財団法人は基金額をご記入ください。

(2) 貴機関ご担当者連絡先についてお聞きします。

本調査に関するご担当者の連絡先をご記入ください。

(3) 5月1日時点の貴機関のご担当者数についてお聞きします。

2019年5月1日時点の人数をお答えください。産学官連携コーディネーターや広域大学知的財産アドバイザーなど貴機関が直接雇用せず、公的支援制度等によって派遣されている（貴機関が人件費を負担していない）担当者は内数としてカッコ内に記入し、全体に含めてください。

非常勤・短時間就業者は、常勤就業者（フルタイム）を1とした場合の割合で考えます。合計数を「3.2（人）」のように小数点以下を含め、ご記入ください。例えば、フルタイムが週40時間で、週30時間勤務する非常勤・短時間就業者の場合、0.75と数えます。

また、学外や社外の役員を除いた役員も対象に含めてください。

複数の担当を兼務する場合は、各担当業務に従事する割合で按分して、計算してください。例えば、おおむね週3日をライセンス・知財管理、残りの2日を共同研究・リエゾンに充てている場合、ライセンス・知財管理に0.6、共同・受託・リエゾン・URAに0.4を配分します。

研究戦略やプレアワード、ポストアワード業務等の研究支援の担当者（通常URAと呼ばれている）を含めるのを明確にするために、前回調査までの「共同研究・リエゾン」を「共同・受託・リエゾン・URA」と名称変更しました。また、産学連携・技術移転部門に属しているURAを対象として、医局や学部、大学院の部局のURAは対象外としてください。

(4) 貴機関の2018年度の知的財産活動件数についてお聞きします（EPO出願の登録件数のカウントに留意）。

2018年度の貴機関の発明届出件数を記入してください。

2018年度の貴機関の特許出願件数（国内出願）を記入してください。特許出願は、貴機関が出願人である案件の合計であり、共同出願も持分比率に拘わらず1件と数えてください。単独出願件数もお聞きしています。次にその出願件数のうち、共同研究やライセンスの相手先企業が出願費用を

全額負担した件数を記入してください。

続けて、特許出願件数（外国出願（米国仮出願を含む））と相手先企業が費用を全額負担した件数を国内出願と同様に記入してください。単独出願件数もお聞きしています。外国出願は出願日ベースでカウントし、出願国数を乗じた件数として下さい。PCT 出願は、出願をもって日本の出願を含んでいても外国出願として1件とカウントして下さい。出願移行すれば、移行した日ベースで追加カウントし、出願国数を乗じた件数として下さい。国内移行が含まれば、その時点で国内出願1件とカウントして下さい。EPO 出願は、出願時は1件とカウントして下さい。

出願と同様に、特許登録件数について記入して下さい。EPO 出願案件について、登録した国数を乗じた件数として下さい。

年度末の特許保有件数（国内と海外）についてもお聞きしています。

(5) 貴機関の2018年度の知的財産活動費（支出）についてお聞きします。

出願／登録に要した費用をご記入ください。出願／登録関係費用には、特許出願から中間処理等の権利化作業、登録後の維持にかかる特許事務所への手数料、特許庁に支払う費用について貴機関の負担した金額を、国内と外国に分けてご記入ください。また、外国出願には、JST 補助金分を控除しないで下さい。JST 補助金が交付されたら、それは1－(6) 運営資金（収入）の「その他」に計上して下さい。

係争関係費用とは、弁理士や弁護士への相談料のほか係争に関する準備等費用も含めて下さい。補償費・配分費は、発明者である研究者個人に支払った金額を記入してください。

(6) 貴機関の2018年度の運営資金（収入）についてお聞きします。

貴機関の運営に充てている収入を記入してください。

全ライセンス等収入（産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権（出願中のものを含む））、著作権、マテリアル提供以外にもノウハウや相談料も含まれます）のうちから、貴機関の運営資金として充当された資金の金額を記入して下さい。

貴機関の大学等本部から、内部資金として充当されているのであれば、重複しないようにして記入して下さい。

以前は産学官連携自立化プログラム事業費、TL0 補助金として金額をお聞きしていましたが、現在は以下のように変更して一本化しています。

国の補助金等からの運営資金とは、国の支援プロジェクト（COI、START 等）や委託研究費の総額のうち貴機関に配賦され、運営資金に充当された資金の事です。

自治体等からの補助金には財団法人や社団法人等、自治体の外郭団体からの補助金を含みます。

内部資金は、運営費交付金や間接経費、留保利益などを含みます。全ライセンス等収入からの運営資金と重複しないように記入して下さい。

上記以外は「その他」に計上して下さい。交付された JST 補助金も「その他」に入れて下さい。

(7) （貴機関が機関 B または C の場合）貴機関が所属あるいは連携している大学・研究所を全て記入してください。特に連携が強い大学には◎を付けてください。

本調査時点で所属あるいは連携している大学・研究所をご記入ください。

2. 《 教員・研究者・研究費等、大学や補遺人全体について 》

(1) 貴機関が機関 A または D の場合にお答えください。貴機関が機関 B または C の場合は、2.(3)にお進みください。大学・研究開発法人の教員・研究員についてお聞きします。

教員等の数については、2019 年 3 月末日時点の数字をご記入ください。教員数には一般教養あるいは教育専門の非常勤の教員を含みます。それから自然科学系教員・研究員数をご記入ください。自然科学系とは、理学、医学、薬学、工学、農学等理科系の総称であり、貴大学・研究所の研究分野のうち、これに該当すると考えられるものは幅広く含めてください。個人単位での対象認定が

難しい場合は、学部単位の員数の合計としてください。

前回まで、学生・大学院生数および研究関係従業員数をお聞きしていましたが、今回から無くなりました。

(2) 貴機関が機関 A または D の場合にお答えください。研究費についてお聞きします。

大学あるいは研究開発法人全体の科学研究費補助金の採択件数と金額をご記入ください。

政府系（政府及び独立法人研究機関、自治体等）から提供される研究費のうち上記科学研究費補助金を差し引いた金額を記入して下さい。

民間（共同研究及び委託研究等）からの研究費の金額を記入して下さい。但し、奨学寄附金は含まない。

(3) 貴機関が所属あるいは、連携している大学・研究開発法人は医学部を併設していますか。

有無のどちらかに○を付けて、具体的大学名を記入してください。

3. 《 知的財産の管理・活用の実績 》

(1) 2018 年度の外部への特許ライセンス業務の委託件数は何件ですか。

2018 年度に連携している承認 TLO を含め、貴機関が大学外部の産学連携機関や知的財産流通事業者に委託した件数をお答えください。

(2) 2018 年度の秘密保持契約による情報開示件数は何件ですか。

（発明、特許の帰属は問いません）

2018 年度に企業等と書面による秘密保持契約を締結した上で、情報を開示した特許や発明の件数をご記入ください。

(3) 2018 年度の会員向けの発明開示件数は何件ですか。

企業等の会員制度を設けている機関のみお答えください。当該制度を設けていない機関は N 印をお願いします。2018 年度に会員である企業等に情報を開示した特許や発明の件数をご記入ください。

(4) 貴機関が機関 B または C の場合に、大学・研究開発法人からの受託業務についてお聞きします。(2018 年度)

2018 年度に連携している大学・研究所から依頼を受けた業務の件数をご記入ください。

発明評価を支援した件数では、発明評価委員会への参画や評価報告書の提出など一部でも評価業務を受託した場合は 1 件と数えます。

出願業務を受託した件数とは、機関帰属案件で大学から出願業務を依頼された件数（出願人は大学）を指します。

受託したライセンス業務について全体の件数についてもお聞きしています。

大学から ライセンス業務のみを受託した件数とは、機関帰属案件で出願業務は大学自身が行い、ライセンス業務（マーケティング及びライセンス業務）を依頼された件数を指します。

4. 《 知的財産の活用（ライセンス）実績 》

※大学・研究開発法人と TLO の双方から報告を受けることによる二重カウントを避けるため、貴機関が大学・研究開発法人の場合は機関帰属の発明について、外部の TLO の場合は個人帰属の発明及び非会員大学向の機関帰属の発明についてお答えください。(1)～(8)

※ライセンス契約とは知的財産権等の有償の実施許諾契約・譲渡契約を指し、出願中のものも含まれます。

(1) ライセンス契約（上記の指示参照）はありますか。

「無」の場合は、5. にお進みください。

有無のどちらかに○を付けてください。

(2) 2018 年度末時点で、前年度以前から継続しているライセンス契約(オプション契約を含む)件数と本年度新たに契約した件数の合計は何件ですか。

(マテリアル提供と著作権は年間 10 万円以上の収入があった契約に限定しているのに注意してください)

産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)、著作権、マテリアル提供(年間 10 万円以上の収入があった契約の対象となったもの)を対象とし、有効期間中のオプション契約を含みます。オプション契約とは、一定期間企業で特許技術を試行的に利用した後、企業の評価により正式な実施権設定契約へ移行するというオプション(選択権)を付した契約を指します。

(3) 2018 年度に新たに締結したライセンス契約(オプション契約を含む)の件数についてお聞きします。

(譲渡契約件数についてもお尋ねしているのにご注意ください)。

契約件数そのものと特許等権利数ベースの契約件数を分けてお聞きします。まず、契約件数そのものをお答えください。これ以降のライセンス契約件数は特許等権利数ベースでお答えください。

単願となっているのは、単独出願した特許等および単独保有特許等によるライセンス件数のことです。同一契約に単独と共同を含む場合は、単独に分類して下さい。

特許等権利数ベースの契約件数は、1つの契約であっても異なる発明を含む場合は複数として数えます。例えば、3つの異なる発明を1つのライセンス契約に盛り込んだ場合、3件と考えます。一方、1つの発明を非独占あるいは分野を区切った独占の条件で複数の契約を締結した場合は、その契約件数としてください。

また、単独出願した特許のライセンス件数をお答えください。

独占的実施の判断は、契約書の文言によりますが、利用分野を限定した独占実施契約やその他の実質的な独占実施契約も含めます。

新たに設立した会社とは、貴機関の技術移転契約に基づいて設立された新しい会社であり、既存の企業にライセンスした場合は、「新たに設立した会社」ではなく、中小企業に数えます。中小企業とは「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」及び「小規模企業者」を指します。資本金や従業員が確認できないときには、大学・研究所が把握している企業の状況を参考にして区分して下さい。

○中小企業基本法に基づく中小企業者

業種分類	資本金	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。

○中小企業基本法に基づく小規模企業者

業種分類	従業員
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

地域ブロックは、以下のように定義します。

北海道 ブ ロ ッ ク	北海道	近畿 ブ ロ ッ ク	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
東北 ブ ロ ッ ク	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	中国 ブ ロ ッ ク	岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県

関東 ブロッ ク	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉 県、東京都、神奈川県、新潟県、山 梨県、長野県、静岡県	四国 ブロッ ク	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
中部 ブロッ ク	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三 重県	九州 ブロッ ク	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大 分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(4) 2018 年度の不実施補償に関わるライセンス契約（共同出願に由来する共有特許の不実施補償をすべて含む）契約は何件ですか。

2018 年度に締結した不実施補償契約の件数をご記入ください。不実施補償とは、共有になった特許権を実施して利益を得た企業が特許権を実施していない大学に利益を補償するために対価を支払うことです。不実施補償と明記されなくとも、実質的に不実施補償となっている契約も含まれます。同一案件で、共同研究契約、共同出願契約など複数の不実施補償契約を締結した場合は 1 件とお考えください。

(5) 2018 年度のライセンス収入を生じたライセンス契約の件数についてお聞きします。

ランニング・ロイヤルティ収入には、売上等に応じたロイヤルティ収入に加え、当該年度中の最低実施料を定めたミニマムロイヤルティ収入を含みます。

(6) 2018 年度のライセンス収入の総額についてお聞きします。

①から③には、組織内の配分、連携する大学や TL0 等への配分、および発明者への補償などを控除する前のライセンス収入をそのままご記入ください。

「上記①、②以外によるライセンス収入額」には、特許権等の譲渡収入、ライセンス契約一時金等、著作権やマテリアル提供による収入が含まれます。

続いて、①、②以外によるライセンス収入額の内訳についてお聞きしています。著作権（年間 10 万円より少ない金額の案件も含めた合計）とマテリアル提供（年間 10 万円より少ない金額の案件も含めた合計）各々の合計金額をお聞きしています。

「ライセンス収入のうち他機関に支払われた金額」とは、貴機関から、他の大学や産学連携本部、TL0、産学連携・技術移転機関に支払われた金額を指します。寄付、発明者報償は含みません。他機関が貴機関から受け取ったライセンス収入を本サーベイに報告することで全体のライセンス収入が二重カウントされるのを避ける狙いです。

上記①+②+③のライセンス以外の収入についてここでお答えください。ノウハウや相談料が含まれます。他機関への支払い等を控除せずに収入金額を全て記入して下さい。

(7) 貴機関がライセンスした、もしくはライセンス予定の技術を基に新規に起業したベンチャー企業(※)数についてお聞きします。(※) ベンチャー企業は、米国 AUTM のデータと同じ定義で比較できるようにするため、「大学または TL0、公的研究機関がライセンスした技術を基にして、もしくは技術ライセンスを予定して設立された企業」と定義しました。文部科学省、経済産業省の調査における「大学発ベンチャー」と定義が異なる点にご留意願います。

起業したベンチャー企業数（2018 年度）には、貴機関がライセンスした技術を基にして、もしくは技術ライセンスを予定して 2018 年度に新たに設立された企業数をご記入ください。

事業分野はその他を含めて 9 分野としています。これまでの「バイオ」を「ライフサイエンス・バイオテクノロジー」として創薬・医療分野が含まれることを明確化しました。

資金提供には、株式や負債の引き受け、交付金・助成金、融資等を含みます。複数の資金提供元から資金支援を受けたベンチャー企業がある場合には、表の合計は起業したベンチャー企業数より多くなります。把握できる範囲でご記入ください。2018 年度に新たに起業したベンチャーに限定し

て下さい。

S B I R（中小企業技術革新制度）とは、政府が中小企業の技術開発から事業化までを一貫して支援する制度であり、関係省庁の新技术開発のための補助金・委託費などについて、中小企業者向けの予算が設けられています。多くは、いわゆる「中小枠」として予算化されています。

「地域ブロック」は（3）の定義を参照してください。

（8）貴機関がライセンスした、もしくはライセンス予定の技術を基に起業したベンチャー企業の状況についてお聞きします。（2018年度末時点）

貴機関がライセンスした技術を基にして、もしくは技術ライセンスを予定して、1998年以降に設立されたベンチャー企業について、2019年3月末時点の状況をお答えください。設立されたベンチャー企業が買収されて無くなった、あるいは統合されて別企業となっても、供与したライセンス技術が使われていれば活動は継続されていると数えてください。

5. 《 実用化の状況 》

※大学・研究開発法人と TLO の双方から報告を受けることによる二重カウントを避けるため、貴機関が大学・研究開発法人内部の産学連携組織の場合は機関帰属の発明について、外部の TLO の場合は個人帰属の発明及び非会員大学向の機関帰属の発明についてお答えください。

ライセンスした技術が実用化された件数は何件ですか。（一般消費者が利用でき、または商業的に利用された場合）

2018年度中に新たに製品として一般消費者に販売されたり、製造工程の一部として企業に使用されたりしたものと、2018年度末までに実用化されたものの累計の件数をご記入ください。実用化の把握が困難な案件については、ランニング・ロイヤリティが発生していることを実用化の目安と考え、ご回答ください。具体的な事例があれば、簡単な概要をご記入ください。尚、ライセンス一の承諾に留意ください。

6. 《 知的財産権に関する訴訟について 》

※知的財産権侵害に関する訴訟の他に、侵害以外の知財権に関する訴訟も質問しています。知的財産権侵害訴訟以外を「その他知的財産権」訴訟と定義し、発明者認定訴訟等を含みます。

（1）2018年度末に係争中の知的財産権侵害に関する訴訟、または、2018年度中に発生した知的財産権侵害に関する訴訟はありますか。

有無のどちらかに○を付けてください。有の場合、原告か被告かどちらかに○をつけて件数を記入して下さい。

（2）2018年度末に係争中のその他知的財産権に関する訴訟、または、2018年度中に発生したその他知的財産権に関する訴訟はありますか。

有無のどちらかに○を付けてください。有の場合、原告か被告かどちらかに○をつけて件数を記入して下さい。

《 貴機関回答の公表について 》

出来るだけ公表を選ぶようお願い致します。特に1.（3）や1.（4）のようにHP等で公表している項目は公表を選んでください。（事務局）

設問ごとに貴機関名の公表の可否をお聞きします。否の場合に×を記入して下さい。

×を付していない項目データは、どの機関名かが分かるデータとして図表や説明に使われることとなります。もちろん、×を付していなくても機関数が少なく統計的な意味の無い場合には図表や説明にも使用しません。

以上